を許さなければならないと命ずる審判に基づき間接強

監護親に対し非監護親が子と面会交流をすること

頁

最 高 裁 民 訴 事 例 研 究 四三八

平二五2

①事件]

決定をすることができないとされた事例 許さなければならないと命ずる審判に基づき間接強制 監護親に対し非監護親が子と面会交流をすることを

最高裁平成二五年三月二八日第一小法廷決定・平成二四年許 判時二一九一号四六頁、判夕一三九一号一二六頁 許可抗告事件(集民二四三号二六一頁、 第四一号間接強制決定に対する抗告審の取消決定等に対する 裁時一五七七号四頁

②事件)

制決定をすることができる場合 を許さなければならないと命ずる審判に基づき間接強 監護親に対し非監護親が子と面会交流をすること

制決定をすることができるとされた事例

告事件(民集六七巻三号八六四頁、裁時一五七七号六頁、 第四八号間接強制に対する執行抗告棄却決定に対する許可抗 月六五巻六号九六頁、判時二一九一号三九頁、判夕一三九一 最高裁平成二五年三月二八日第一小法廷決定・平成二四年許

[③事件]

号一二三頁)

書に基づき間接強制決定をすることができないとされ 非監護親と子が面会交流をすることを定める調停調

た事例 第四七号間接強制申立ての却下決定に対する執行抗告棄却決 最高裁平成二五年三月二八日第一小法廷決定・平成! 七七号四頁、 定に対する許可抗告事件(集民二四三号二七一頁、 判時二一九一号四六頁、判タ一三九一号一二六

二四年許

写

本稿の対象である三つの事件は、未成年者である子の父は調停調書に基づいて、間接強制の申立てをした事案であして、父と子との面会交流の実施に関する事項を定めた審判して、父と子との面会交流の実施に関する事項を定めた

X(抗告人・父)とY(相手方・母)は、平成一二年一二一 ①事件

られないから、 Yが履行すべき義務内容が具体的に特定されているとは認め 員をXに支払うよう命ずる旨の決定)を求める申立てをした。 いと命じるとともに、その義務を履行しないときは一定の金 が長男及び二男と面会交流をすることを許さなければならな 基づいて、間接強制決定(Yに対して、本件条項のとおりX 三月に二回行われたが、 なければならない旨の審判がなされ、 又は日曜日に、一回につき六時間面会交流をすることを許さ おいて、Yに対し、Xと長男及び二男が、月に二回、 七月に二男をもうけた。平成二四年二月、 月に婚姻の届出をし、平成一四年九月に長男を、平成一八年 Xと長男及び二男との面会交流は、 平成二四年五月、 本件審判は面会交流の大枠を定めたものにとどまり 同審判に基づき間接強制決定をすることはで 同年四月以降は行われなかったため 高知家庭裁判所に対し、 同審判後の平成二四年 同年三月確定した。 高知家庭裁判所に 前記審判に 土曜日

きないとしたため、Xは許可抗告の申立てをした。

.

月確定した。面会交流要領の内容は、概ね以下のとおりであて、Yに対し、面会交流要領の通りXが長女と面会交流をすることを許さなければならないとする審判がなされ、同年六ることを許さなければならないとする審判がなされ、同年六ることを許さなければならないとする審判がなされ、同年六ることを許さなければならないとする審判がなされ、同年六ることを許さなければならないとする審判がなされ、同年六年五月X(相手方・父)とY(抗告人・母)は、平成一六年五月

で実施する。
で、長女の福祉を考慮してX自宅以外のXが定めた場所で、長女の福祉を考慮してX自宅以外のXが定めた場所

- 長女の受渡場所は、Y自宅以外の場所とし、当事者間で協議して定めるが、協議が調わないときは、JR甲駅所において長女をXに引き渡し、Xは、面会交流終了時所において長女をXに引き渡し、Xは、面会交流終了時に、受渡場所において長女をYに引き渡す。Yは、長女を引き渡す場面のほかは、Xと長女の面会交流には立ちを引き渡す場面のほかは、Xと長女の面会交流には立ちを引き渡す場面のほかは、Xと長女の面会交流には立ちを引き渡り場所とし、当事者間会わない。

社を考慮して代替日を決める。 で面会交流を実施できない場合は、XとYは、長女の福の会交流を実施できない場合は、XとYは、長女の福のなどやむを得ない事情により上記アの日程 ③ 事件

したため、Yは許可抗告の申立てをした。 割合による金員をXに支払うよう命ずる旨の間接強制決定を Yがその義務を履行しないときは不履行一回につき五万円の 交流をすることを許さなければならないと命ずるとともに、 して、Yに対して、本件面会交流要領の通りXが長女と面会 きものであって、間接強制決定を妨げる事由とはならないと は請求異議事由ないし審判後の変更事情として主張されるべ 決定が許されないなどと主張した。原審は、このような事情 会交流を拒絶する意思を示していることなどから、 求める申立てをした。これに対して、Yは、長女がXとの面 ないときは一定の金員をXに支払うよう命ずる旨の決定)を 許さなければならないと命ずるとともに、その義務を履行し 本件面会交流要領のとおりXが長女と面会交流をすることを に対し、前記審判に基づいて、間接強制決定(Yに対して、 許さなかったため、Xは、平成二四年七月、札幌家庭裁判所 ていて長女に悪影響を及ぼすとして、面会交流をすることを たが、Yは、長女が面会交流に応じないという態度に終始し Xは、平成二四年六月、長女と面会交流をすることを求め 観日以外の学校行事に参列することを妨げてはならない 間接強制

に婚姻の届出をし、 X (抗告人・父) とY 平成一三年四月に長男を、 (相手方・母) は、 平成八年一二月 平成一七年六

涉

調停調書の条項の内容は、 長男及び二男との面会交流についての調停が成立した。その の後は、 月に二男をもうけた。平成一九年三月、XとYは別居し、 福島家庭裁判所郡山支部において、XとYとの間でXと Yが長男及び二男を監護している。 平成二一年一二 概ね以下の通りである。

エ

Y は、

Xが長女の入学式、卒業式、

運動会等の父兄参

を見ながら徐々に時間を延ばすこととする。 して第三土曜日の翌日に、半日程度(原則として午前 時から午後五時まで)面接をすることを認める。ただ 最初は一 時間程度から始めることとし、 長男の様子

Y は、

Xに対し、長男と、二箇月に一回程度、

原則と

二二年一月末日までに行うこととする。 所において長男をYに引き渡すことを当面の原則とする の福祉に慎重に配慮して、XとY間で協議して定める。 ただし、 の喫茶店の前で長男をXに会わせ、 Y は、 XとYは、上記アに基づく一回目の面接交渉を、 面接交渉の具体的な日時、 前項に定める面接の開始時に甲県乙市の丙通 場所、 Xは終了時間に同場 方法等は、 子

の成長に配慮しながら適宜行い、双方は、 本調停成立日の一年後を目安として始め、 の是非、方法等について協議する。なお、この協議は、 接交渉ができるようになることを目標にして、 XとYは、二男については、将来的に長男と同様の の開始に向けて真摯に協力することとする 二男の面 その後は二男 面接交渉

Xは、平成二二年一月、上記イの喫茶店において長男と面を交流をしたが、その後、長男との面会交流は実現していない。XとYは、平成二二年一二月、仙台高等裁判所において、訴訟における和解により離婚し、長男及び二男の親権者をY訴訟における和解により離婚し、長男及び二男の親権者をY訴訟における和解により離婚し、長男との面会交流は実現していない。XとYは、平成二二年一月、上記イの喫茶店において長男と面と、平成二二年一月、上記イの喫茶店において長男と面と、平成二二年一月、上記イの喫茶店において長男と面と、

はできないとしたため、 なととして、 行可能な程度に具体的に特定するものということもできない はいうことはできず、また、 らすと相手方の給付の意思が明確に表示されたものと直ちに をすることを「認める」という文言を使用していることに照 を求める申立てをした。原審は、本件調停条項は、 しないときは一定の金員をXに支払うよう命ずる旨の決定 の面会交流をさせることを命ずるとともに、その義務を履行 強制決定(Yに対して、本件調停条項アのとおりXと長男と 家庭裁判所郡山支部に対し、 いずれも実現しなかったため、Xは、平成二四年四月、 開及び二男との面会交流に関する協議の申入れを行ったが X は、 平成二三年三月、 本件調停調書に基づき間接強制決定をすること Xは許可抗告の申立てをした。 Yに対し、 面会交流の内容について強制執 前記調停調書に基づいて、 長男との面会交流の再 面会交流 間接 福島

[決定要旨]

一①事件

付については、 解するのが相当である。 判に基づき監護親に対し間接強制決定をすることができると き給付の特定に欠けるところがないといえる場合は、 引渡しの方法等が具体的に定められているなど監護親がすべ 面会交流の日時又は頻度、 流をすることを許さなければならないと命ずる審判において ではない。したがって、監護親に対し非監護親が子と面会交 いなどの給付を内容とするものが一般であり、そのような給 引き渡し、非監護親と子との面会交流の間、これを妨害しな くとも、 流をすることを許さなければならないと命ずる審判は、 家事審判法一五条)。監護親に対し、非監護親が子と面会交 最も優先して考慮されるべきであり(民法七六六条一項参 非監護親と子との面会交流について定める場合、子の利益が を監護していない親(以下「非監護親」という。)との間で、 の効力を有する(平成二三年法律第五三号による廃止前 一方、 監護親と非監護親の協力の下で実施されることが望まし 面会交流は、 子を監護している親 監護親が、 給付を命ずる審判は、 性質上、 柔軟に対応することができる条項に基づ 引渡場所において非監護親に対して子を 間接強制をすることができないも 各回の面会交流時間の長さ、子の (以下「監護親」という。) と子 執行力のある債務名義と同 上記審 少な

るものではない。

間接強制決定をすることはできない。」

『は、工曜日又は日曜日に面会交流をするものとし、また、一回の面会交流時間の長さは定められているといえるものの、長男及び二男の引渡しの方法については何ら定められてはい 長男及び二男の引渡しの方法については Yがすべき給付が 長男及び二男の引渡しい方法については、Yがすべき給付が 長男及び二男の引渡しの方法については Yがすべき給付が 大曜日又は日曜日に面会交流をするものとし、また、一回接強制決定をすることはできない。」

これを本件についてみると、本件条項は、一箇月に二

- (

上記・当件の決定要旨の一の部分の末尾に続けて、以下の上記①事件の決定要旨の一の部分の末尾に続けて、以下のように説示した。
「そして、子の面会交流に係る審判は、子の心情等を踏まえた上でされているといえる。したがって、監護親に対し非意護親が子と面会交流をすることを許さなければならないとは異なる状況が生じたといえるときは上記審判に係る面会交流を禁止し、又は面会交流についての新たな条項を定めるための調停や審判を申し立てる理由となり得ることなどは格別めの調停や審判を申し立てる理由となり得ることを妨げる理由とな上記審判に基づく間接強制決定をすることを妨げる理由となり調停を審判を申し立てる理由となり得ることを妨げる理由とない。

ソ主張の事情は、間接強制決定をすることを妨げる理由となるから、本件審判に基づき間接強制決定をすることができる。めによりYがすべき給付の特定に欠けるところはないといえ

るものではない。」

「一 子を監護している親

(以下「監護親」という。) と子

るときは、 において、 強制をすることができないものではない。そして、調停調書 のが一般であり、そのような給付については、性質上、 面会交流の間、これを妨害しないなどの給付を内容とするも において非監護親に対して子を引き渡し、非監護親と子との 会交流についての定めは、少なくとも、監護親が、 五三号による廃止前の家事審判法二一条一項ただし書、 力のある債務名義と同一の効力を有する(平成二三年法律第 照)、面会交流は、柔軟に対応することができる条項に基づ 最も優先して考慮されるべきであり(民法七六六条一項参 非監護親と子との面会交流について定める場合、子の利益が を監護していない親(以下「非監護親」という。)との間で、 監護親と非監護親の協力の下で実施されることが望まし 一方、給付の意思が表示された調停調書の記載は、 監護親と非監護親との間における非監護親と子との 通常、 監護親の給付の特定に欠けるところがないといえ 監護親の給付の意思が表示されていると解 引渡場所 <u>一</u> 五. 面

したがって、非監護親と監護親との間

するのが相当である。

親に対し間接強制決定をすることができると解するのが相当 るなどの特段の事情がない限り、 ないといえるときは、間接強制を許さない旨の合意が存在す られているなど監護親がすべき給付の特定に欠けるところが た場合において、調停調書に面会交流の日時又は頻度、 で非監護親と子が面会交流をすることを定める調停が成立し 面会交流時間の長さ、子の引渡しの方法等が具体的に定め

である 上記調停調書に基づき監護 各回

> 定をすることはできない。」 ているとはいえないから、 本件調停調書に基づき間接強制決

評 釈

は疑問がある。

本件②・③決定の結論には賛成するが、 ①決定の結

ないが、 本件調停調書においては、Yがすべき給付が十分に特定され 議で定めることを予定しているものといえる。そうすると、 面会交流の大枠を定め、その具体的な内容は、 していることにも照らすと、本件調停調書は、 において、「面接交渉の具体的な日時、 れらを必ずしも特定していないのであって、本件調停条項イ 見ながら徐々に時間を延ばすこととする。」とするなど、そ 程度(原則として午前一一時から午後五時まで)」としつつ 月に一回程度」とし、各回の面会交流時間の長さも、 ちにYの給付の意思が表示されていないとするのは相当では 面会交流をすることを「認める」との文言の使用によって直 い福祉に慎重に配慮して、 「最初は一時間程度から始めることとし、 これを本件についてみると、 本件調停条項アは、面会交流の頻度について「二簡 XとY間で協議して定める。」と 本件調停条項アにおける 場所、 長男の様子を Xと長男との XとYとの協 方法等は、 子 る)。

本件各決定の意義及び問題の所在

かわらず、 に関する事項を定めてこれを命じる審判がなされたにもか 関する事項を定めた調停が成立し、又は、 九条別表第二第三項)。 の旨が明文化されている(民七六六条一項、 おいて面会交流に関する事項を定めることができるもの ある(本件各決定は直接面会する方法に関するものであ 文通などの間接的な方法によってその子と交流することで ることができない親 者や監護者ではないなどのために自らその子を監護養育す 般に考えられており、 面会交流とは、夫婦の離婚や別居の場合において、 平成二三年民法改正前においては、 監護親がこれを履践しない場合において、 (非監護親)が、 本件各決定は、 同改正後の現行法においては、 直接面会する方法や 面会交流の実施に 調停又は審判に 面会交流の実施 二項、 家事三

件各決定は、

一面会交流の日時又は頻度、

各回の面会交流

解

高裁として初めて判断をしたものである。本件各決定の意 強制執行(間接強制)をなし得るかという点に関して、 なる場合に非監護親が当該調停調書ないし審判に基づい 最 7

以下の三つに整理される

るかという点については若干の争いがあった。この点につ たものの、このような給付請求権が強制執行親和性を有す 5 質上、間接強制をすることができないものではない」とし められた場合には、その内容に応じた実体法上の給付請求 て肯定説を採用することを明らかにした点である。以前 質上強制履行に親しむものであるか否か) の成立が認められ得る点については格別の争いはなかっ 第一は、 調停や審判において面会交流の実施に関する事項が定 面会交流義務の強制執行親和性 について、 (権利義務 性 0) 性 か

である。この点が本件各決定の中心的な論点であるが、 交流の実施に関する事項の定めにどの程度の特定性 性・給付条項性 が必要か (債務名義性) を、 最高裁として初めて明らかにした点 が認められる基準 (具体 一面会 本

ものである。

は、

面会交流の実施に関する事項の定めに給付命令

本件各決定は最高裁として初めて立場を明確にした

間の長さ、 必要があるという基準を定立して、 子の引渡しの方法等が具体的に定められ 間接強制決定の てい

否を判断している。

第三は、

面会交流を拒絶する正当事由

(間接強制決定を

る 時

としてではあるものの、これを否定することを明確にした 裁判例で取扱いが分かれていた)について、 続の中で審理判断の対象となるか否かという問題 た事情が主張された場合に、このような事情が間接強制手 実施することが子の福祉を害することになる恐れが生じた 妨げる事由)として、調停又は審判後に新たに面会交流を (例えば、子が非監護親との面会を拒絶している) ②決定が傍論 (下級審 とい 0

ついて、 調停・審判後に生じた面会交流拒絶の正当事 (面会交流の強制執行親和性、 以下では、 順次検討をしていくこととする。 本件各決定において問題となった以上の三点 給付命令性・給付条項 ・由の主張)

点である。

面会交流の強制執行親和性について

面会交流の強制執行親和性については、

従来からこれを

肯定する見解が一般的であったものの、これを否定する見 (面会交流はいかなる場合にも強制執行に親しまない

することはこれを破壊することになる)、 益を害する)、面会交流の継続的性格 も有力に主張されていた。 動しているから、 的性格(子・監護親・非監護親を巡る事情は常に変化 上では最小限の信頼関係が不可欠であり、面会交流を強行 交流を強行することは、 会交流の任意履行的性格 代表的な否定説であった梶村説の主な理由としては、 一般的・定型的・類型的に完全な強制執 一般的・定型的・類型的に子の利 (監護親の任意の協力なしに面 (定期的に継続する 面会交流の流 ・変 面 動 会

あ

行は本来不可能である)、

間接強制の経済紛争適合性・人

である)、面会交流の親権帰属紛争的性格 制は経済的合理性の原理が支配する財産紛争にのみ適合的 ためにならないと思っているという監護親の愛情と強制金 格であるから、 であって、このような監護親は親権者・監護者として不適 基づかずに面会交流を拒絶するのは子の利益を害するも の支払いとを天秤にかけさせるのは相当ではなく、 格的紛争不適合性(少なくとも主観的には面会交流が子の などの点が挙げられていた。 親権者・監護者の変更で対処すべきであ (正当な理由 間接強 E 0

からである。

が、

これに対して、本件各決定は肯定説に従ったものである

この点については本件各決定の判断は妥当であると思

る

を採ることが適切かという疑問は理解できなくはないが、 であるという一事を以て否定すべきではないと考えられる 強制執行しかないため、 九〇条一項)の対象とはならず、履行勧告(家事二八九条 行法では面会交流は家事事件手続法上の履行命令(家事二 の一つとしておく必要があると考えられる。しかるに、 原因によっては強制的に履行させるのが適している場合も 面会交流の拒絶に至る原因は様々なものが考えられ、その 項)に応じない場合に採り得る強制的な履行確保手段は り得るわけであるから、 争いを解決する上で、 強制執行という選択肢を面会交流 強制執行 強制的な履行確保手段も選択肢 (間接強制)という手段

とを示唆していると言えよう。(8) ら考えて、 を以て例外と考えるかはさておき、 執行親和性を否定するという見解を放棄しているのも、 間接強制も許される」として、面会交流一般に関して強制 の利益に適う特別の事情がある場合には、 事を以て強制執行という選択肢を排除すべきではないこ なお、 最近の梶村説が、 間接強制してでも面会交流を実現することが子 「債務者側や子どもの事情等か 面会交流であるという 極めて例外的に

0 わ

れる。

確かに、面会交流を巡る監護親と非監護親との間

号二六八頁がある。

同決定は、「Yは、

X に対し、 X が 長

体

男一郎、

二男二郎と月二回程度の面接をすることを許さな

「Yは……Xが毎週一

口

一〇時間程度、

面接することを認

三 給付命令性・給付条項性について

給付内容の特定性に関する下級審裁判例

(ア) 否定例

回面接することを認め、その方法、場所等については、X号六六頁がある。同決定は、「Yは……Xが長男と毎月二た例として、高松高決平成一四年六月二五日家月五五巻四間接強制の申立てについて、給付条項性を否定して却下し間会交流の実施に関する事項を定めた調停調書に基づく

した例として、東京高決平成一八年八月七日判ター二六八て、特定性の欠如を理由として給付条項性を否定して却下て、特定性の欠如を理由として給付条項性を否定しておいめた離婚訴訟の確定判決に基づく間接強制の申立てについめた離婚訴訟の確定判決に基づく間接強制の申立てについめた離婚訴訟の確定判決に基づく間接強制の申立てについる。

どまるものであり、 を命じたものではなく、抽象的な法律関係を形成するにと 前の協議事項とされていることから、 分について、主文の記載上、 ついて、 ればならず、 面接の実施の具体的日時、 事前に協議しなければならない。」という附帯処 当事者は、その具体的日時、 詳細を事前の協議事項としているのは 面接の回数が特定されておら 場所、 特定の具体的な給付 方法などの詳細が事 場所、 方法に

(イ) 肯定例

任意の履行にゆだねる趣旨である、としている。

は毎月第二土曜日からその翌日の日曜日、及び第四土曜日は、「毎月少なくとも二回面接することを認める。/面接大阪高決平成一五年三月二五日家月五六巻二号一五八頁

未成年者を引き取り、母は翌日の日曜日の午後五時台……前九時頃から午前十時頃までの間に母の住所において……

からその翌日の日曜日に行う……。

/父は……土曜

Ħ

の午

成年者を引き取る……。」という内容の調停調書に基づくの特急……に乗ることができるような時間帯に、父から未

間接強制の申立てについて、「面接交渉権の行使方法を具

大阪高決平成一九年六月七日判タ一二七六号三三八頁は的に定めたもの」として間接強制を肯定した。

においては、 める。 方は協議する。 ただし、 長男の 平成一九年五月以降、 、面接日は原則として土曜日又は日曜日と 福祉に配慮して、 その時点で当事者双 宿泊をともなう面

する。 事前に連絡の上、 ただし、 当事者及び長男らに支障のあるときには 面接日を変更することができる。 /面接

を欠いている旨が主張されたものの、「全体としてみれば、 会交流をすることを認め、 第二日曜日 第一日曜日 であることは明らかである」として間接強制を肯定した。 つ明確に規定されており、 面接の頻度、 調停調書に基づく間接強制の申立てについて、Y側から 「認める」との文言が用いられていることから給付条項性 東京家決平成二〇年九月一日 という内容の調停調書に基づく間接強制の申立 (一月と五月及びやむを得ない事情がある月は 時間、 の午前一〇時から午後五時までの間、 面接日、 給付条項として合意されたもの 午前一〇時に某駅改札口で子を 面接の方法について具体的 (公刊物未掲載)は、 子と面 毎月 か

> ての内容を具体的に特定して定めたものである」として間 に基づく間接強制の申立てについて、 面会交流の開始時に子を引き渡す、という内容の調停調書 九頁は、 間、 !山家津山支決平成二○年九月一八日家月六一巻七号六 某市及びその周辺の監護親が指定した場所において 三ヶ月に一回、 午後一時三〇分から午後四時まで 「面接交渉権につい

0

圌

(ウ) 整理 接強制を肯定した。

0

Y方において長男を引き渡すこととする。」という内容

時にXがY方において長男を引き取り、

面接終了時にXが

面接開始

日における長男の引渡しについては、当分の間、

と言えそうである。 法の定めの有無が、 察すると、 方法の定めがない) 純粋な協議事項とされている 挙げられる。また、否定例においては、 いること、子の引渡方法・場所に関する定めがあることが しては、 肯定例と否定例を比較すると、肯定例に共通する要素と 面会交流の頻度及び実施時間の長さが定められて 面会交流の頻度・実施時間の長さ・子の引渡方 点が問題視されている。 肯定例と否定例を分ける要素であった (協議が整わない場合の決定 以上の点について このように観

は四で改めて検討する。 ていることが問題とされた事案もあるが、この点について なお、 給付内容の特定性に関する学説の議論の状況 面接することを 「認める」という文言が用 11 られ

のである」として間接強制を肯定した。

てについて、

「面接交渉権の行使方法を具体的に定めたも

的であって、

望ましくないため、

比較的紛争性の高い事案を除いては、

面会交流の頻度のみを定める抽象的なものとするのが一般

このような面会交流の性質からは抽象性を理

には具体的な特定の作業の余地は認めざるを得ない、

とい

思表示の有無という契約の成立要件の問題、

由に間接強制を否定することは許されず、このような場合

ど多く議論がなされてきたわけではないが、その程度は緩 面会交流に関する給付内容の特定性に関しては、それ II

やかで足りると解される傾向にある。

つの考え方として、

間接強制をする上では面会交流

0

れば足りるという考え方がある。 能であるから、 行方法に関しては解釈の問題としても義務違反の認定は可 義務を履行したか否かを判断できれば足りることを前提に、 一定期間における頻度が明確になっていれば、具体的な履 調停調書や審判においては頻度のみを定め

もう一つの考え方として、面会交流に関する義務の内容

あるという考え方がある。この考え方は、 においてその具体化をした上で、間接強制決定をすべきで じられた義務内容を超えない限りにおいて、間接強制手続 が抽象的に定められていたとしても、債務名義において命 過程において当事者間での具体的な協議の余地を封じるこ 面会交流の円滑な実施や子の福祉の尊重の観点から 面会交流の実現

う考慮に基づくものである。

前者の考え方は、当初の債務名義

(調停調書又は審判

義の段階では抽象的な義務内容の定め方で足りるものとす の義務内容の具体化を認めることによって、当初の債務名 うものであるのに対し、後者の考え方は、当初の債務名義 ては頻度のみの抽象的な義務内容の定め方で足りる、 られるという前提で、当初の債務名義及び履行命令におい と同一の義務内容が間接強制決定における履行命令で定め (履行命令の段階では具体的な義務内容の定めが必要)

本件各決定の検討 給付内容の 「特定性」

というものである。

る

まず、面会交流に関する給付内容の「特定性」が欠ける 置づけ

の間接強制の要件における位

ことによって、間接強制のどのような要件が欠けることに

が相当である」としており、給付内容の特定性を給付の意 「通常、 の長さ・子の引渡方法が具体的に定められている場合には なると把握されているのか、という点を確認しておきたい 調停調書に関する③決定は、 監護親の給付の意思が表示されていると解するの 面会交流の日時・実施時間

すなわち

(契

いる。 約上 0 給付請求権の成否 の問題として明確に位置づけて

考え得る理論構成としては、(i) いての理論構成を必ずしも明確にしていない。さしあたり これに対して、 審判に関する①・②決定は、この点に 特定性の有無を問わず 0

図 問題として位置づけているという見方(③決定と類似の構 う見方と、 可能 いるかを判断するための要素は見当たらないが、 審判で命じられた内容通りの給付請求権の成立は認めた上 がある。 であるか否かの判断の要素として位置づけているとい 給付内容の特定性の有無の問題を、 (ii) 給付内容の特定性を給付請求権の成否 決定理由からはどのような理論構成を採って 性質上強制執行が ③事件と 0

関する事項の定めが給付請求権として成立するためには ということになる が具体的に定められていなければならない、と考えている 面会交流の日時又は頻度・ 上を前提にすると、 本件各決定は、 実施時間の長さ・子の引渡方法 面会交流の実施に 採っていると見るのが自然であるように思われ

て格別触れられていないことからすると、

後者の構成を

同

日

同

!小法廷の決定であることや、調停と審判の差異につ

13

給付内容の特定性を肯定するために必要な要素

あ 履

このような観点から検討すると、

間接強制決定における

W 施 る必要があるとしており、これは概ね下級審裁判例 時間の長さ、 本件各決定は、 iii i 子の引渡方法が具体的に定められ 面会交流の日時又は頻度、 ii 0

では で、 を否定している。 とされている点が問題視されている)などから、 から始め……長男の様子を見ながら徐々に時間を延ばす は協議不調の場合の引渡場所が明示されている)、 向 (本節一) (少参照) に沿ったものであるといえる。 ①決定では îi の要素が欠けていること(「最初は一時間程度 iii の要素が欠けていること(②決定で

③決定

その上

偱 7

間接強制

行方法によって異なるものと考えられる。 (3) である場合には、 て、 果を国家や第三者の手によって実現することが可能な程度 執行方法が直接強制や代替執行である場合には、 性の程度については、 まず、 ń 行 給付内容が具体化されていなければならないのに対し ば足りると考えられるからである。 面会交流のように選択されるべき執行方法が間接強制 (給付の結果の実現) 給付請求権の成立に必要とされる給付内容 間接強制決定における履行命令に対 当該給付について選択されるべき執 の有無の判断 が観念的に可能で 選択されるべき 給付の結 の 特定

実

行したことになるのかが不明確となるからである。(旦) 期間内の頻度が確定していなければ、何回面会させれば履 流は定期的・継続的な性格を有するから、少なくとも一定 (i) は必要な要素であると思われる。なぜなら、 面会交

履行命令に対する履

行

:の有無の判断のためには、

まず、

0

ではないため、 となるが、このような判断は容易ではないため、 回の面会交流がどの程度の時間実施されるべきかが明らか 決定の事案のように実施時間が確定していない場合は、 無の判断に困難をきたす恐れがあるからである。また、 的に照らしてその実質が備わっているか否かの判断が必要 会交流が実現したと評価するためには、当該面会交流の目 実施時間の長さに関する定めが全く欠けている場合は、 また、(:1)も必要な要素であると思われる。なぜなら、 同じく履行の有無の判断に困難をきたす恐 履行の有 各 (3) 丽

所の定めを必要な要素としているのは、「少なくとも、 うかには問題があるように思われる。本件各決定が引渡場 察するに、 などの給付を内容とするものが一般」という説示から れらに対して、 引渡場所において非監護親に対して子を引き渡し おそらく、 iii 監護親が負う義務を、 については、 必要と言えるかど 監護親が所定 監

立

を否定すべきではないように思わ

れがあるからである

に非監護親と子との面会交流が既定の頻度と時間で実施さ 味での)履行の有無の判断の可能性という観点からは、 性は必ずしも明らかではなく、 できる)。しかし、監護親の義務をこのように捉える必然 ば作為義務として成立し得ないという帰結になるのも首肯 的な内容に関わるということから、 あれば、 ていることによるものと思われる(このように捉えるので 定の引渡場所における反復継続的な子の引渡義務)と捉え 引渡場所まで子を連行して引き渡すという作為義務 引渡場所に関する定めは監護親が負う義務の本質 (面会交流の実現という意 (iii) を満たさなけれ (所

そうすると、49~~~~ にあれる。定めは必ずしも必要とは言えないように思われる。(5)のは必ずしも必要とは言えないように思われる。引渡場所にある。 う一事を以て、債務名義としての効力 調 の具体化の余地を認めないとしても)、 るという前提に立つとしても(次で述べるような義務内容 !停調書や審判において引渡場所が定められなかったとい の義務内容が間接強制決定における履行命令で定められ そうすると、当初の債務名義 (調停調書又は審判) ①決定のように、 (給付請 家権 と同 の成

面会交流の実施に関して微細な点まで定めるのは、 間接強制手続における義務内容の具体化の余地 比較

的

?紛争性の高

?い事案で用いられる形態であるようである。 ^(汀)

5

ろう。 これ るなどして)最終的には強制執行をする、 判を申し立てて、 趣旨 ば、 れる定めを求め、 後に紛争が生じた際には、 協議を前提にした柔軟性のある定めがなされることになり 初紛争性が比較的低かった事案に関しては、 協議を前提にできないような元々紛争性の高い事案であれ 強制執行で解決することもやぶさかではない、という を前提にすると、 のものと捉えることが可能である。これに対して、 以上が、本件各決定から描かれる紛争解決の構図で 前述のような紛争性の高い事案に用いら なお履行がない場合には 本件各決定の判断は、 非監護親は再度新たな調停や審 ということにな (履行勧告を経 両親の任意の 両親の任意の 当

再

行命令に対する履行の有無が判断できればよいのであるか からは 基本的には任意の協議によって実現されるべきという観点 常に再度の調停や審判を要するものとするのは、 親にとって相当程度に手続的負担が大きいものであるから、 て漸次対応していくという紛争解決の方法は、 言えないように思われる。 このように、 理解できないものではない。 面会交流を巡る紛争性の程度の進展に応じ また、 間接強制決定における履 しかし、これは非監護 面会交流 適切とは が

ある。

ましいように思われる。

このような観点から本件各決定の否定例を検討すると、

判官の裁量にゆだねて、 てを却下するかは、 体化するのを相当として間接強制決定をするか、 度の調停又は審判を経ずに当初の債務名義の義務内容を具 は、このような義務内容の具体化の余地を認めた上で、(ミロ) 象的な定めがなされることが多い面会交流の事案に関して 否定する必要はないと考えられる。 余地を認めれば、 度の調停又は審判を行うのを相当として間接強制 間接強制手続における義務内容の具体化 調停調書又は審判の債務名義性を直 執行裁判所を構成する家庭裁判 柔軟に手続を運営していくの そこで、 その性質 (特定化 それとも 所 0) の裁 申立 企 油

まず、 化の余地を認めるという前提に立っても、 判での解決に適しているように思われるから、 化しても子の福祉に適合するとは限らず、 される。 流や子の福祉を巡る事情は大きく異なっていることが想像 に対して、 調停が成立した当時長男は八歳 歳 (次男は七歳) になっている計算になるから、 ③決定の事案については、 そうすると、 間接強制の申立てがなされた時点では長男は一 以前の調停で定められた事項を具体 (次男は四歳) 面会交流の実施を定めた 再度の調停や審 同決定の結論は 義務 であったの 面会交 の具体

支持することができるように思わ れる。

引渡場所を定めて間接強制決定をするという手段もあり得 うすると、仮に本件各決定のように引渡場所の定めが必要 再度の調停や審判を経る必要性はないように思われる。そ 定めれば足りることからすると、特別な事情がない限り、 を命じる審判の約三ヶ月後に間接強制の申立てがなされて しということになる)。 たように思われる(この結論を採るのであれば、破棄差戻 た二回の面会交流の実施状況や両者の希望を聴取した上で、 であるという前提に立っても、 いることや、 立てにまで至った詳細は明らかではないものの、 これに対して、①決定の事案については、 間接強制決定をするためには引渡場所のみを 審尋において既に実施され 間接強制の申 面会交流

調停条項の「認める」という文言について(③決

定

性を否定したものがある(高松高決平成一四年六月二五日 問題として)著しく減殺されるとして、結論的に給付条項 ないということを理由に、 う調停条項について、「認める」という文言は確認条項 常套文句であって、 級審裁判例の中には、「面会することを認める」とい 給付条項の言い回しとして一般的では 給付条項性が (評価のレベル 0 \hat{o}

> 事 る

われる。 (3) は相当ではない」としているのは、 ではないから、「認める」という文末になっているか否か(ミロ) て直ちに相手方の給付の意思が表示されていないとするの を持つものではないはずである。したがって、③決定が 明したものと言えるか否かの解釈にとって、 といった文章の形式の問題は、その条項が給付の意思を表 義自体の解釈で定まる債務名義の内容であって、 制執行が可能か否かの判断に際して決定的なのは、 家月五五卷四号六六頁、 「面会交流をすることを『認める』との文言の使用によっ ③決定の原審など)。 極めて正当であると思 決定的な意味 しかし、 言い回し 債務名 強

調停・審判後に生じた面会交流拒絶の正当事由の主張

匹

について (②決定)

下級審裁判例及び学説の状況

を妨げる事由となるか。 流を実施することが子の福祉を害することになる恐れがあ 情が主張された場合に、 監護親側から面会交流の拒絶の正当理由として、 (例えば子が非監護親との面会を拒絶している) などの このような事情が間接強制 面会交

このような事

この点について、下級審裁判例の中には、

張を認めて間接強制の申立てを却下したものはない)。これに対して、このような事情が調停又は審判後に新たに生れに対して、このような事情が調停又は審判後に新たに生めて、別途審判や調停を申し立てるべきであるとして、この点について明確に否定するものもある。

情を審理判断の対象としたものもある(もっとも、その主

この点について評釈等では、否定説として、(a)このような事情は請求異議事由になるにとどまるとする説と、(b)調な事情は請求異議事由になるにとどまるとする説と、(b)調を事情の変更が生じたとしても、実体法上当然に変更を後に事情の変更が生じたとしても、実体法上当然に変更をきたすものではないため、このような事情の変更は請求異意れている。また、肯定説として、(c)代替執行や間接強制が問題となる状況においては、して、(c)代替執行や間接強制が問題となる状況においては、して、(c)代替執行や間接強制が問題となる状況においては、高額名義上に表示された権利義務に対する判断は中間的なものに過ぎず、執行手続内で判断を更新し直す余地があるものに過ぎず、執行手続内で判断を更新し直す余地があるものに過ぎず、執行手続内で判断を更新し直す余地があるものに過ぎず、執行手続内で判断を更新し直す余地があるものに過ぎず、執行手続内で判断を更新し直す余地があるものに過ぎず、執行手続内で判断を更新し直す余地があるものに過ぎず、執行手続内で判断を更新し直す余地があるものに過ぎず、執行手続内で判断を更新し直す余地がある。

①②決定の検討

張されている

②決定は、子が面会交流を拒絶する意思を示しているこ

二つが考えられる。(i)の理論構成によればこのような らない、(ii) 審判時と異なる事情の発生は、(3) する手段として再度の調停や審判を挙げているだけである 議の訴えには触れておらず、このような事情の発生を主張 事情の発生は請求異議事由となり得るが、②決定は請求異 いる給付請求権の実体法上の帰趨には影響しない、という するとしても、この点は間接強制決定の審理の対象とはな と異なる事情の発生が給付請求権の実体法上の帰趨に影響 うな結論を導くための理論的構成としては、(i)審判時 否定説を採る理論的な根拠は不明確なままである。このよ であり、この点が何を意味するのかが判然としないため は、子の心情等を踏まえた上でされている」という点だけ 限り、否定説を採る理由付けは「子の面会交流に係る審判 定説を採用している。もっとも、決定理由を形式的に読む あっても、 とを以て、 審判時とは異なる状況が生じたといえる場合で 間接強制決定を妨げるものではないとして、否 既に生じて

を却下するという選択肢は採らないということ、また、請判時とは異なる事情が生じたとしても、間接強制の申立ていずれにせよ、②決定について確実に言えることは、審

であると見ることもできよう。ことからすると、②決定は(※)

の理論構成により親和的

に思われる。

五 おわりに

求異議の訴えという選択肢については、あえて触れないこ

することもできる。 条一項六号)ことが可能であると考えられるので、監護親(33) を行うことで、 う。また、請求異議の訴えや間接強制の申立ての却下とい 挙げなかったことは、この観点から首肯することができよ まないと考えられるため、(32) る②決定の説示は、 諸般の事情に基づいた新たな内容の解決を得ることを期待 よって、新たな調停や審判の申立てが行われることになる て、これを前提にすれば、 は強制執行を阻止する手段を奪われるわけではない。そし う選択肢を否定したとしても、 する問題を審理・判断するのに、訴訟手続は基本的になじ とで否定したか、少なくとも積極的には推奨しなかったと 〇五条一項)を得て、間接強制手続を停止する (民執三九 いうことである。これを検討するに、まず、子の福祉に関 家庭裁判所調査官等の関与の下で、子の意思などの 強制執行の停止を命じる保全処分(家事一 支持することができるものであるよう 以上のことからすると、この点に関す 請求異議の訴えという選択肢を 強制執行を阻止したい監護親に 新たな調停や審判の申立て

> てに妥当するものと考えられるため、 ければならない 実施時間の長さ・子の引渡方法が具体的に定められ 制執行するためには、債務名義において面会交流の日時 本件各決定において示された命題 は、 面会交流に関する調停や審判の全 今後の家事事件 面会交流義務を強 っていな

に与える影響力は非常に大きいものと思われる。

なお、本件各決定によって、面会交流の実施に関して具

な事態に対してどのような対策を講じていくかが、今後の 項を定めるのが望ましいという観点からすれば、このよう の成立にかかる負担が相当程度に増大することが予想され 容を定めてほしい旨の希望が出される事例が増加し、 が一般化すると、非監護親の側から面会交流の具体的な内 体的な内容を定めなければ間接強制ができないという認識 両親の任意の協議を前提に面会交流の実施に関する事

る。

ないであろう。 質に合致しているかという問題は考えておかなけれ する事項を定めるということが、 ・確保のための手段を家庭裁判所が家事事件として一括 しかし、 そもそも強制執行を念頭に面会交流の実施に関 面会交流を巡る紛争に関しては、 面会交流という事柄 履行の促

家事事件実務の課題ということにもなりそうである。

進

59

ているように思われる。 が期待されるところである。 しては、 して引き受けるという構図の方が、 面会交流の特質に配慮した新たな立法的な手当 面会交流を巡る紛争解決手段に関 事柄の性質には合致

1 七頁 の場合)、 最決昭和五九年七月六日家月三七卷五号三五頁 のような家裁実務の考え方を前提にした最高裁決定として 家事審判の対象となるものと考えられていた)。また、こ 処分」に含まれるため、 要な事項」 としては、 集積を経て実務として定着したものである(条文の解釈 家月一七巻四号五五頁を皮切りに、 このような考え方は、東京家審昭和三九年一二月 (夫婦の別居の場合に民法旧七六六条を類推適用 最決平成一二年五月一日民集五四卷五号一六〇 又は旧同条二項の「その他監護について相当な 民法旧七六六条一項の「その他監護について必 旧家事審判法九条一項乙類四号の 多くの下級審裁判例 (協議離婚 が 四

きものではないという考え方 力に主張されていた。 面会交流はそのような権利の行使として強行すべ 監護親に権利としての面会交流権があるわけでは 面会交流は子の利益のためにあるべきものであ 以前 は 面会交流の審判対象性を否定する説も この説を主張していた梶村説の論 (いわゆる権利性否定説 有 0

> を定めようとするような事件処理がなされることに対す よって、 根底には、 野幸二還曆記念)』 家庭裁判所』二一五頁以下〔初出:『二一世紀の民法 いる 体法上の面会交流権を有するわけではない、と主張して るにすぎず、面接交渉を強行的に求めることができる実 は審判を求めることができるという手続法的権利を有す 対象性を肯定する方向に改説しているも 本加除出版、二〇〇八年)一九九頁以下 五三号 (一九七六年)])。後に梶村説は、 「子のための面接交渉」 られるべきである、というものであった(梶村太市 定型的に面会交流の実施及びその実施に関する事項 (同「『子のための面接交渉』 個々の事案についての具体的な配慮を欠いたま 面会交流を非監護親の権利と構成することに (法学書院、一九九六年)])。 同 『家族法学と家庭裁判所』 再論」同 0000 面接交流の審判 〔初出:ケ研 『家族法学と 梶村説の 非監護親 ⊕ H

太市 否 利を認めない立場も、 の成立以前の段階における面会交流を求める実体法上の権 の内容に応じた給付請求権の成立を肯定している 前注で紹介した権利性否定説、すなわち調停・審判等 民商一三一卷三号〔二〇〇四年〕四八〇頁 「面接交渉を定める調停・審判に基づく間接強制 これらの成立以後については、

5

2

る危惧があるように感じられ

から、

面会交流の実施に関する事項は専ら家事調停で定

3 課題』 ジュリ三一四号(一九六五年)七六頁、 育費・面接交渉の強制執行」家族二六号 (二〇一〇年) マークス三九号(二〇〇九年)一二二頁、 九二号(二〇〇七年)一七六頁、 梶村太市 = 徳田和幸編 務大系2』(新日本法規、二〇〇八年)三四一頁、二宮周 の具体的形成と執行」若林昌子=床谷文雄編『新家族法実 七号(二〇〇六年)三六頁、榮春彦=綿貫義昌「面接交渉 太=三宅康弘「家事抗告審からみた家事審判」家月五八巻 夕九五二号 (一九九七年) 六三頁、二宮周平「判批」判夕 年)一三四頁、棚村政行「離婚と父母による面接交渉」判 邊愛一『家事事件の実務と理論』(日本評論社、 監護と面接交渉権」ジュリ四七二号(一九七一年) 一一五○号(二○○四年)一○八頁、釜元修=沼田幸雄 『現代家族法大系2』(有斐閣、一九八〇年)二六一頁、 一面接交渉の間接強制」右近他編・前掲一九七頁、 間接強制が面接交渉事件に及ぼす影響について」ケ研二 面接交渉と強制執行」右近健男他編『家事事件の現況と 『家族法〔第三版〕』(新世社、二〇〇九年) 一二九頁: 森口 二〇〇七年) 田中實「面接交渉権」現代家族法大系編集委員会編 (判例タイムズ社、二○○六年)一七九頁、 .静一=鈴木経夫「監護者でない親と子の面接 五〇三頁〔岡部喜代子〕、古谷健二郎 『家事事件手続法 大濱しのぶ「判批」 高橋忠次郎 [第二版]』(有斐 岡部喜代子 一九九〇 花元彩 田中壮 一子の Ŧi. 1)

二〇一〇年)八二〇頁注三a。 中野貞一郎『民事執行法〔增補新訂第六版〕』(青:

六 頁、

- (4) 梶村・前掲(注2)四七八頁以下、同「『子のための田接交渉』再々論」同『家族法学と家庭裁判所』二三三頁面接交渉』再々論」同『家族法学と家庭裁判所』二三三頁面接交渉』再々論」同『家族法学と家庭裁判所』二三三頁面接交渉』再々論」同『家族法学と家庭裁判所』二三三頁面接交渉』再々論」同『家族法学と家庭裁判所』二三三頁面接交渉』再々論」同『家族法学と家庭裁判所』二三三頁面接立場である。
- 頁によって、この判断は取り消されている。ある大阪高決平成一四年一月一五日家月五六巻二号一四二らこの点を理由に否定説を採用している。なお、抗告審でら、神戸家龍野支決平成一三年一二月七日(注4)は、専
- (6) 本文に紹介した理由の他に、面接交渉の法文化親和的(6) 本文に紹介した理由の他に、面接交渉の法文化に染頻度が低いというのが日本の特性であって、欧米文化に染頻に情緒的な日本国民は納得しない)、といった点も挙げ得に情緒的な日本国民は納得しない)、といった点も挙げるいていた。
- 北村俊光「面接交渉権」村重慶一編『裁判実務大系25』致でこのような疑問が呈されている旨の紹介がある。また、等裁判所管内家事審判官協議会において、参加者全員の一等裁判所管内家事審判官協議会において、参加者全員の一

- (青林書院、一九九五年) 二〇二頁参照。
- | 同「親子の面会交流原則的実施論の課題と展望」判時二一同「親子の面会交流原則的実施論の課題と展望」判時二一原則実施論の問題点」戸時六九二号(二〇一三年)二九頁(8) 梶村太市「民法七六六条改正の今日的意義と面会交流

同頁)。 わるため、 面会交流を実現すべきという価値判断の問題に大きく関 を念頭に置いているように思われる(梶村・前掲両論文 権を盾にして、 き渡さず、 に限って、 七七号(二〇一四年)一〇—一一頁 法律家とか医者、 梶村説が「例外的に」と述べている もっとも、 母親(妻)を強引に追い出し頑として子を引 強制執行の例外性を理論的に維持することが 母親からの面会交流の申立てにも親権・監護 頑強にこれに応じない」といったケース 僧侶、 子の利益のために強制執行をしてでも 教師など社会的地位のあるもの のは、 おそらく、

例である。 〇八号(二〇一一年)一五〇頁以下に紹介されている裁判のが、のが、のでは、一年)の一年)の一年の前以下に紹介されている裁判のである。

できるかは疑問である。

- 9)一五五頁以下。 9)一五五頁以下。
- と解しても、その選択権の行使が不相当であれば、履行のして日時・場所・時間について監護親の側に選択権がある(11) 古谷・前掲(注3)一八四頁以下。同論文は、原則と9)一五五頁以下。

るとする。 岡部・前掲(注3) 五九頁も、これに賛成して提供として不十分であるから、義務違反の認定は可能であ

12

釜元 = 沼田・

前掲(注3)一八四頁、一九三—一九四

二五頁、岡部・前掲(注3)六〇頁、石川明「子との面接頁、花元・前掲(注3)二〇五頁、大濱・前掲(注3)一

一〇年)三八二―三八三頁。 交渉を定めた調停条項と間接強制」愛学五一巻二号(二〇

作為請求の場合は、被告の行動の自由を保障するために、判タ四二八号(一九八一年)二七頁以下においては、不判タ四二八号(一九八一年)二七頁以下においては、不

れに対して、大濱・前掲(注3)一二五頁は、作為義務れに対して、大濱・前掲(注3)一二五頁は、作為義務化)をすることができると説かれており、この考え方務化)をすることができると説かれており、この考え方務化)をすることができると説かれており、この考え方務化)をすることができると説かれており、この考え方の一四条三項後段)として不作為義務の具体化(作為義所であるという特性から、将来のための適当な処分(民所であるという特性がら、将来のための適当な処分(民所であるという特別が受訴裁判

どのようなものとして捉えるかは、給付訴訟及びそれに続別的・具体的行為を請求する権利であり、その「行為」を七九年)三〇五頁、三〇九頁注三は、「請求権」とは、個七別のよりとは、「問責、任何のようなものとして捉えるかは、給付訴訟及びそれに続います。

であっても具体化は可能であると主張する。

(新堂幸司))。 「新堂幸司))。 「新堂幸司」)。 「有斐閣、一九九八年)一○五―一○六頁 「神の説明をする)。また、訴訟法上の「請求の特定」に 「神の説明をする)。また、訴訟法上の「請求の特定」に 同様の説明をする)。また、訴訟法上の「請求の特定」に 同様の説明をする)。また、訴訟法上の「請求の特定」に 同様の説明をする)。また、訴訟法上の「請求の特定」に 同様の説明をする)。また、訴訟法上の「請求の特定」に 「神政制ではなく直 と執行を考慮して合目的的に決定されるべきであるとし、 に対する、一九九八年)一○五―一○六頁 「新堂幸司」)。

- (4) 磯尾・前掲(注9)一五七―一五八頁
- 供したものとはいえない」とする。 単に顔を合わせることが目的ではなく、子の監護の様子を 単に顔を合わせることが目的ではなく、子の監護の様子を がはなく、子の監護の様子を
- (16) 確かに、面会交流が実現していない場合に、監護親が履行の提供をしていたかの判断をするためには、引渡場所の定めがある方が便宜であるものの、監護親側が面会交流の実現に協力的な場面(履行の提供をしている場面)において、強制執行が問題になるような紛争が生じるという事態を想定してまで、このような定めを必須のものとしなければならないかは疑問である。

また、釜元=沼田・前掲(注3)一九○頁では、非監

引渡場所の定めを必須のものとしなければならないほどを防止するという効果はあるように思われるが、これがさべき旨を明示しておくということは、このような事態というような例が紹介されており、一定の場所で引き渡というような例が紹介されており、一定の場所で引き渡というような例が紹介されており、テレビ画像付きのような関先に立たせたまま会わせたり、テレビ画像付きのような場所の定めを必須のものとしなければならないほど

釜元=沼田·前掲(注3)一八三—一八四頁。

の要請であるかは疑問である。

17

- (8) 釜元=沼田・前掲(注3)一八四頁、磯尾・前掲(注9)一三九頁。本件各決定においても、「子の利益が最もの協力の下で実施されるべきであ」って、「面会交流は、柔軟に対応することができる条項に基づき、監護親と非監護親の協力の下で実施されることが望ましい」という説示がなった。
- (19) 間接強制決定は債務者を審尋した上で新たな債務名義に表示された実体法上の権利義務を超える新たな債務名義に表示された実体法上の権利義務を超える新たな債務名義に表示された実体法上の権利義務を超える新たな

調書や審判)の段階における(給付請求権の成立を認め制を執行方法とするのであれば、当初の債務名義(調停そして、義務内容の具体化が認められるような間接強

決定をする上での障害になることはないと考えられる)。 引渡場所の定めがないことは、その一事を以て間接強制 ると考えられる(そうすると、 るから、 体は当初の債務名義に包含されていると見ることができ に引渡場所の定めが欠けていても、子を引き渡す義務自 れる。また、 ような目安が読み取れるものであれば足りるように思わ れると考えられるから、 ない限度で頻度や実施時間の長さを確定することが許さ ついてある程度の目安となる定めがあれば、それを超え るのに支障のない程度のものであれば足りることになろ る必要があるという前提に立つとして、当初の債務名義 る上での) 引渡場所の定めを新たに作出することは許され 給付内容の特定性は、 仮に間接強制決定において引渡場所を定め 当初の債務名義に頻度や実施時 当初の債務名義の特定性はこの 当初の債務名義におい 義務内容の具体化をす 間の長さに

23

自然であろう。

 $\widehat{21}$ されている(この提案には、 行が可能なものは強制執行に移行する、 れた事件に関しては職権でこれらを開始し、また、 履行勧告がなされた後、 賛成がある)。 文脈は異なるが、 中 野 再度の調停や審判が必要と認めら ・前掲 大濱・前掲 (注3) という制度が提案 (注3) 一二五頁 八一七頁参照 強制執

20

なお、

釜元=沼田・前掲

(注3) 一九五頁以下では、

給付の意思を表示する場合は「認める」という文末に

る。

味をなさないはずである。確認条項は、 という意味の給付条項と捉える方が、日本語の解釈として のであれば、「面会することを許す」ないし「面会させる」 名詞句である。それを「認める」という条項になっている のは権利・義務ないし法律関係が表現されていない単なる で記載されるのが通常であるが、「面会すること」という 法律関係の存在を挙げた上で、それを「認める」という形 通常ならない、 というような経験則は、この場面では 権利・義務ないし

○頁は、 前掲 なって『面接交渉を認める』という表現が常套的である。 のみを過度に強調することは、あまり生産的な議論とは思 沼田・前掲 や松山家決平成一六年三月二五日 的であったことについては、 として反対している。なお、「認める」という文言が常套 は賛成していたが改説)。釜元=沼田 五巻四号六六頁に反対するものとして、釜元=沼田 「判批」民商一二九巻六号(二○○四年)九四○頁以下で (注3) 一八○頁、花元・前掲 また、 本文で紹介した高松高決平成一四年六月二五日家月五 (注3) 一二四頁、 「家裁の実務慣行からすれば、 花元・前掲 (注3) 一八○頁参照) (注3) 岡部・前掲 古谷・前掲 二〇四頁は、 (注3) 二〇四頁、 (公刊物未掲載・釜元 も指摘するところであ ・前掲 (注3) 通常裁判所とは異 (注 3) 「文言の相 (注3) 一八 五七頁 一七九頁 大濱 前掲

は

えない」とする。

- 24 田・前掲(注3)一八六―一八七頁本文及び注八参照 助長しているような場合を考えれば当然である(釜元=沼 以って、直ちに面会交流を行うことが子の福祉に反すると は言えないことは、監護親側が子の拒絶意思を形成ないし 子が面会交流の拒絶の意思を示しているという一事を
- (25) このような事情について審理・判断をしたものとして 京高決平成二四年一月一二日家月六四巻八号六〇頁など。 大阪高決平成一九年六月七日判夕一二七六号三三八頁、東 阪高決平成一五年三月二五日〔本文の三〇八〕の原審)、 神戸家決平成一四年八月一二日家月五六卷二号一四七頁 (大阪高決平成一四年一月一五日〔注5〕の受差戻審、大

31

説も十分にあり得るものと思われる。

五日決定 [NJW2005, 367]

はこの観点を指摘する)、肯定

- 26 頁 の正当事由については、 六九頁。これらの決定は、子の福祉以外の面会交流の拒絶 岡山家津山支決平成二〇年九月一八日家月六一巻七号 大阪高決平成一五年三月二五日家月五六卷二号一五八 請求異議事由になるにとどまると
- 27 3) 二〇七頁 釜元=沼 亩 中野・前掲 ・前掲 (注3) 一八八頁、 (注3) 八二○頁注三a。 花元・前掲 注
- 28 榮=綿貫・前掲 (注3) 三四九頁注三七。
- 30 この理論構成は、 野村秀敏 「判批」 民商一四七号五号(二〇一三年) 強制執行の手続においては実体上の 兀

を出すことはできないが、間接強制は債務名義を作成した う問題は別途検討を要するものであり、ここで軽々に結論 続経済の観点からも(独連邦通常裁判所二〇〇四年一一月 裁判所が執行裁判所になるという特殊性があるし、また手 時後の実体上の理由を斟酌することが一切できないかとい 能である。 づく理由づけによって、 一由を斟酌することは許されないという伝統的な思考に基 もっとも、 間接強制決定の手続において、 比較的容易に根拠づけることが可

形成的に義務が設定されるものであるから、調停・審判後 ものである。 とパラレルに考察して結論を導いている(榮=綿貫・前掲 う考え方を前提に、 の事情の変更は当然には権利の内容に影響を与えないとい (注3)三四九頁注三七)。 この理論構成は、 (b) 説は、 面会交流の場合と婚姻費用分担の場合 婚姻費用分担の場合は審判や調停で 前述の心説の考え方と同一の方向

るし ないし信義則違反となるという考え方も十分に可能であ が生じた場合は、 事後的に子の拒絶意思の発生など子の福祉に反する事情 子の福祉を第一義に考えるべき面会交流におい 従前の定めによる面会交流の実施は (釜元=沼田・前掲 非監護親による権利行使は権利の濫用 (注3) 一八七―一八八頁)、ま (社会通念上) ては、

履行 交流について不履行と評価すべきか否かを争うための法 制決定を債務名義とした強制執行の際に、 構成となり得るにとどまることになろう。 れるが、 不能となるという考え方も不可能ではないように この理論構成を前提とすると、これらは間 各回 の 面 会 接 思

35

例えば、

面会交流を履行命令の対象にした上で、

履行

32 とする。また、後掲 3) 二〇七頁は、子の福祉というデリケートな問題につい 弁論主義によって十分な審理ができるかは疑問が残る 釜元=沼田・前掲 (注 34 (注3) 一八八頁、花元・前掲 参照。 注

36

33 榮=綿貫・前掲 (注3) 三四九頁注三八。

34 手続は子の福祉に関する審理をするのには適していない ることができないため、 判所調査官は請求異議の訴えや間接強制の手続に関与す いては、花元・前掲 なお、裁判所法六一条の二第二項の規定上は、 (注4) 二五三頁が指摘するところである。 義務設定後の再調停における家裁調査官の重要性につ (注3) 二○七─二○八頁や梶村・前 これを前提にすれば、 これらの 家庭 裁

する意見や、これとは反対に、 なされたようであり、 いては、 判所であって、 間接強制手続への家庭裁判所調査官の 大阪高等裁判所管内家事審判官協議会で議論が 法律上の根拠がないという 家庭裁判所は民事執行法上 家庭裁判所が執行裁判 関 与の可否につ 玾 由で反対 一の執行

ということができよう。

できないのは不合理であるとの意見が出されたようであ (釜元=沼田・前掲 (注3) 一八二頁注五)。

であることから、

家庭裁判所調査官を関与させることが

いったことが考えられる。 務の内容を具体化する手続をその流れの中に組み込むと 勧告から履行命令までの流れを一本化し、必要に応じて義

判例セレクト二○一三Ⅱ)、 三 Ⅰ)、大濱しのぶ 三事件)、小池泰「判批」ジュリ臨増一 増一四六六号一五二頁(平成二五年重要判例解説・民訴 (平成二五年重要判例解説・民法一三事件)、本山敦「判 一七二号九九頁、 法教別冊四〇一号二四頁 新 田中宏 本件各決定の評釈として、 北法六四巻六号一六二頁などがある。 判例解説Wat 「判批」 田中壯太 判批 大宮ロー一〇号五三頁、 С 「判批」NBL一〇〇三号七九 h 髙部眞規子「判批」法の支配 法教四〇二号三四頁 (付録・判例セレクト二○一 本間靖規 四号一〇九頁 「判批」ジュリ臨 四六六号九三頁 金亮完 上向輝宜

以上

山木戸勇 郎